

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻

目 次

I	認証評価結果	2-(2)-3
II	章ごとの評価	2-(2)-4
	第 1 章 教育目的	2-(2)-4
	第 2 章 教育内容	2-(2)-6
	第 3 章 教育方法	2-(2)-9
	第 4 章 成績評価及び修了認定	2-(2)-11
	第 5 章 教育内容等の改善措置	2-(2)-15
	第 6 章 入学者選抜等	2-(2)-16
	第 7 章 学生の支援体制	2-(2)-18
	第 8 章 教員組織	2-(2)-21
	第 9 章 管理運営等	2-(2)-24
	第 10 章 施設、設備及び図書館等	2-(2)-26
<参 考>		2-(2)-29
i	現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-31
ii	目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-32
iii	自己評価書等	2-(2)-33

I 認証評価結果

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に選定された取組に基づいて、授業科目「国際契約交渉」、「現代アメリカ法2」、「現代アメリカ法3」及び「現代韓国法」が開設され、養成しようとする法曹像に適った教育が実施されている。
- 授業科目「リサーチペーパー」及び「研究論文」が開講され、指導教員から研究指導を受ける機会が与えられているだけでなく、優れたリサーチペーパーには賞が授与され、優秀な論文は、「東京大学法科大学院ローレビュー」に掲載され、ウェブサイトにおいて公開されている。
- 「東京大学バリアフリー支援室」に常駐する専門スタッフが、障害の程度・内容に応じて必要な配慮・実施内容を本人と相談、決定することによって、質の高い支援が行われている。
- 重度の難聴の学生を受け入れ、本大学において費用を負担し、授業の録音、ノートテイカーの同席、講義録の作成を認めるなど、学習上の支援体制が整備されている。
- すべての専任教員の授業負担が年間20単位以下にとどめられている。
- 教育上主要な科目については、原則として専任教員が担当するものとしつつ、研究専念期間を確保する制度が実現している。
- 教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な図書及び資料が充実している。

Ⅱ 章ごとの評価

第1章 教育目的

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

本法科大学院においては、法曹としての実務に必要な学識を修得させるものとして法律基本科目、法律実務の基礎的素養を涵養するものとして法律実務基礎科目、基礎法学に関する分野又は法学に関連する分野のものとして基礎法学・隣接科目及び応用的先端的な法領域に関するもの、その他の実定法に関する多様な分野のものとして展開・先端科目が配置されるとともに、少人数による双方向的又は多方向的で密度の高い授業を行うものとされ、理論的かつ実践的な教育が体系的に実施されている。

成績評価は、成績評価基準の設定と学生への周知、採点基準の設定、成績分布の公表、進級制の採用などの設計のもと厳格に行われ、修了認定も、厳格な成績評価の蓄積を通して行われている。

1-1-2 各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

本法科大学院の目標は、「国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、国際的にも、また先端分野においても活躍できる高い水準の法律家を生み出すこと」として明確に示されている。また、養成する法曹像は、「①『国民の社会生活上の医師』として、法律問題に表れた市民一人一人の悩みを真摯に受けとめ、その信頼できる相談相手となり、問題の解決を助ける使命感と専門的能力を備えた法曹、②法の体系・理論・運用に関する基礎的・応用的知識を十分に習得するのみならず、それらを複眼的に理解したうえ、法律問題や法の課題を解決するために、自らの思考を発展させることのできる法曹、③法の問題をその背景である人間や社会の問題とも関連させて、的確に把握したうえ適切な解決を図ることのできる、広い視野と鋭い分析力をもった法曹、また、社会経済のグローバル化・情報化によって急速に発展している先端的・国際的法分野においても活躍できる法曹」として明確に示され、その内容は法曹養成のための中核的機関としての法科大学院にふさわしいものになっている。

本法科大学院においては、養成しようとする法曹像に適った教育を実施するため、法曹としての基幹能力の育成鍛錬に重点を置いた段階的・発展的履修を可能とするカリキュラムの編成、広範な分野の専門知識や応用能力の育成を目的とする多様な授業科目の開設、双方向的又は多方向的授業の実施などが行われている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第1章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

本法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、目標を効果的に実現するために、法律基本科目を中心として、法曹としての基幹能力が修得できるよう授業科目の編成・配置がなされている。また、法律実務基礎科目においては、実務における法理論の運用を体得させることで、理論的教育と実務的教育の架橋を図り、基礎法学・隣接科目においては、法を多面的・多角的に把握する能力の涵養を、展開・先端科目においては、現代社会が抱える法律問題に的確に対処できる能力及び広範な分野についての専門知識と応用能力の育成を図ることにより、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

2-1-2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

本法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目、(2) 法律実務基礎科目、(3) 基礎法学・隣接科目、(4) 展開・先端科目、(5) 演習科目の教育内容に係る授業科目がそれぞれ開設されている。

(1) 法律基本科目としては、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目が開設されており、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容となっている。

(2) 法律実務基礎科目としては、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、法文書作成、模擬裁判及びクリニックに係る授業科目が開設されており、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容となっている。

また文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に選定された取組に基づく授業科目「国際契約交渉」が開設されており、米国の提携ロースクールの教員及び学生と遠隔ビデオ会議システムによる実習、討論及び模擬契約交渉などが行われている。

(3) 基礎法学・隣接科目としては、授業科目「法のパースペクティブ」、「現代法の基本問題」等のほか、文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に選定された取組に基づく授業科目「現代アメリカ法2」、「現代アメリカ法3」及び「現代韓国法」が開設されており、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることにより寄与する専門的な教育内容となっている。

(4) 展開・先端科目としては、現代の経済社会が抱える新たな応用的先端的問題に取り組むための基礎的な知見を獲得させるとともに、その他の重要な法的課題に立ち向かえるだけの基礎を兼ね備えた法曹を養成するために、①国際的にも通用する法曹の養成との関連では授業科目「国際私法」、「国際取引法」、「国際租税法」等、②ビジネスローに精通した法曹の養成との関連では授業科目「倒産法」、「知的財産法」、「経済法」等、③市民生活に密着して活動する法曹の養成との関連では授業科目「労働法」、「会社労使関係法」、「少年非行と法」等がそれぞれ開設されており、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容となっている。

そのほか、研究者養成をも目的とした授業科目「リサーチペーパー」が法律実務基礎科目に、授業科目「研究論文」が展開・先端科目に開設されている。

2-1-3 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

本法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が一部の科目に偏ることがないように、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

法律基本科目については、必修科目及び選択必修科目からなり、その必修総単位数は、公法系科目 10 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 12 単位のほか、各科目の学習の前提となる基本的知識、理解及び技術の習得を目的とした授業科目「基本科目法学入門」（2 単位）の合計 56 単位である。

法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」（2 単位）が必修科目として開設され、また、他の授業科目の授業においてもこのことに留意した教育が行われている。要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事実務基礎」（2 単位）が必修科目として開設され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事実務基礎」（2 単位）が必修科目として開設されている。法情報調査及び法文書作成は、必修科目である授業科目「リサーチ、ライティング&ドラフティング」の中で適宜指導が行われている。また、模擬裁判は、授業科目「模擬裁判（民事）」、「模擬裁判（刑事）」及び「民事事実認定論」が開設され、クリニックは授業科目「法律相談クリニック」が開設されている。

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設され、そのうち 4 単位が必修とされている。

展開・先端科目については、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち12単位が選択必修とされている。

2-1-4 各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

本法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に選定された取組に基づいて、授業科目「国際契約交渉」、「現代アメリカ法2」、「現代アメリカ法3」及び「現代韓国法」が開設され、養成しようとする法曹像に適った教育が実施されている。

【特記すべき事項】

- 研究者養成をも目的とした授業科目「リサーチペーパー」及び「研究論文」が開設されている。

3 第2章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

本法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模におおむね維持されている。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による本法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

本法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、80人を超えていないものの、一部授業科目において50人を超えた学生数となっている。

3-2-1 法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

本法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、講義方式を併用しつつ、双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施され、2年次以降の授業科目において、判例又は設例を題材に議論を行うことを主体とした双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「法律相談クリニック」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が初回の授業で告知されるとともにシラバス等に記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置としては、1日に開講される授業科目数の抑制、1年次配当の法学未修者向けの授業を連続して行わない工夫、各授業における資料やレジュメの事前配付及び弁護士の専任講師が常駐する教育支援室の設置などが講じられている。

集中講義については、開講しないこととされているが、正規の教育課程外の特別課外授業として、夏季休業中において、希望者を対象に文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に選定された取組に基づく授業科目「アメリカ法プログラム」(サマースクール)が合宿形式で実施されており、事前の教材の指定・配付などへの配慮、必要な学習スペースの確保など、授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

本法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては36単位(授業科目「アメリカ法プログラム」(サマースクール)(2単位)を除く。)が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 法律基本科目以外の科目における一部の授業科目について、同時に授業を行う学生数を適切な規模に維持する必要がある。
- 法律基本科目における授業科目の受講生数について、専門職大学院設置基準において50人が標準とされていることにかんがみ、適切な規模に維持する必要がある。

3 第3章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしているが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、改善を要する状況である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

本法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮などがなされ、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは法科大学院便覧に記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、一部の授業科目において平常点が全員一律満点となっているものがあるものの、期末試験、レポート、平常点等としており、これらはシラバス及び法科大学院便覧に記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、採点時における受験者の匿名性の確保、成績評価について説明を希望する学生への説明機会の提供、教員間での成績分布データの共有、成績評価基準についての教員間での情報の共有などがとられている。

成績評価の結果については、試験後の担当教員による講評会の開催、成績分布データ、同学年次生の中での成績席次などの必要な関連情報とともに学生に告知されている。

期末試験が実施される際には、当該試験に係る追試験については、一の授業科目において期末試験と同一の設問が出題されているものの、一定の要件に該当する学生にのみ実施され、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないようおおむね配慮されている。なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

本法科大学院においては、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）をもとに、本法科大学院における単位として認定することが可能とされている。この場合においては、既修得単位の認定申請に基づき、「法曹養成専攻学務委員会」で個別に審査し、「法曹養成専攻教育会議」において承認を受けることとされており、本法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないとともに、厳正で客観的な成績評価が確保されている。

4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

本法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、対象学年、進級要件、進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、これらは法科大学院便覧に記載されているほか、新入生オリエンテーション等において学生に周知されている。

4-2-1 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下、「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。（基準2-1-3参照）

本法科大学院の修了要件は、3年以上在籍し、93単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計30単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院等において修得した単位を合わせて30単位を超えない範囲で本法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目10単位、民事系科目32単位、刑事系科目12単位、法律実務基礎科目10単位以上、基礎法学・隣接科目4単位以上、展開・先端科目12単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

本法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、本学法学部の過去の試験問題を調査するほか、採点の際の匿名性が確保されるなど、本大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保っている。

法学既修者認定試験は、公法系、民事系、刑事系、法学一般系の4系統のうち各1題の合計3題を出題する方式の試験が論述式で実施され、実際に行われる試験内容は履修免除される法律基本科目の各分野をすべて含むものとはいえないものの、出題範囲はこれらを含むものとなっている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、30単位を修得したものとみなしている。この30単位については、1年次の必修科目32単位から授業科目「基本科目法学入門」（2単位）を除いた合計30単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 成績評価における考慮要素について、平常点が全員一律満点となっている授業科目が複数あり、平常点の在り方に関する認識を教員間で共有する必要がある。
- 一の授業科目における追試験において、期末試験と同一の設問が出題されているため、追試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。

【特記すべき事項】

- 法学既修者認定試験は、公法系、民事系、刑事系、法学一般系の4系統のうち各1題の合計3題が出題される筆記試験で実施されているが、当該試験の出題内容が、法学既修者として認定するのに十分な基礎的学力を有しているか確認できる内容となるよう、さらに検討することが望ましい。

3 第4章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

本法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「教育方法助言委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、教員による授業参観、研究会等の企画及び実施、並びにそれらに関連する資料収集、情報交換会、学生による授業評価アンケートなどが実施されている。また、情報交換会ではアンケート結果や授業で配付したレジュメ及び資料、授業方法、成績分布データをもとに、成績評価の在り方などについて意見交換が行われ、必要な改善策は法曹養成専攻教育会議で審議・決定することとされている。さらに、専攻長、副専攻長、学務委員などとの昼食懇談会の開催や、法曹養成専攻長宛学生専用メールアドレスの設置によって、学生との意見交換などが行われ、案件に応じて対応する体制が整備されている。

5-1-2 法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

本法科大学院においては、実務家教員が教育上の経験を確保できるよう、研究者教員との共同授業の実施及び教材の作成、研究者教員との情報交換、教員相互の授業参観などを通じて、教育上の経験を積み取るに努めている。

また、研究者教員が実務上の知見を確保できるよう、実務家教員との共同授業の実施、実務家教員との情報交換、教員相互の授業参観などを通じて、担当授業科目に関する実務上の知見の補完に努めている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第5章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「法曹養成専攻入学者選抜委員会」が設置されている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる目標に照らして、「公平性・開放性・多様性に配慮し、本学法学部卒業者のみでなく、他大学の卒業生、理系をはじめとする多様な勉学経験や社会人としての貴重な経験を持つ人などさまざまなバックグラウンドを有する学生を求める」として設定し、ウェブサイトを通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の目標、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、入学試験ガイダンス、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、すべての出願者を対象とする第1段階選抜、法学未修者、法学既修者ごとに第2段階選抜が実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6-1-3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、入学資格を有するすべての志願者に対して、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（合格者数、入学者数、法律科目試験問題等）が公表されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

6-1-4 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験又は財団法人日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第1段階選抜において適性試験の成績、外国語の能力及び学業成績をもとに審査を行い、第2段階選抜においては、法学未修者コースについては総合問題試験、法学既修者コースについては法律科目試験を課すことにより、本法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、

法学未修者として入学する者における「社会人特別選抜枠」（5人）及び「理系特別選抜枠」（10人）並びに合格者全体に対する社会人、理系及びその他法学関係以外の学部出身者の合格者が受入予定定員のおおむね3割（90人程度）を占めるような目安の設定、成績証明書における法曹としての適性を有することを示す内容の記述やその内容に基づき添付された推薦状、各種資格や語学能力を証明する書類等の提出によって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成16年度は約42%、平成17年度は約35%、平成18年度は約27%、平成19年度は約27%、平成20年度は約28%であり、3割以上となるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

本法科大学院においては、収容定員900人に対し、平成20年度の在籍者数は713人であり、在籍者数について妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

本法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数の過去の実績を考慮して合格者数が決定されており、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【特記すべき事項】

- 入学者選抜において、多様な学生を確保するため、理系学部出身者・社会人について、特別選抜枠を設けている。

3 第6章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

本法科大学院においては、学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、目標に照らして、入学から修了までの間、クラス顧問教員及び教育支援室に配置されている専任講師（弁護士）による個別学習相談などによって、適切な履修指導ができる体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学時には新入生オリエンテーションが行われ、履修及び学習の方法、図書室の利用方法、ハラスメント相談、心身の健康管理に係る事項などが伝達されるとともに、入学後においても、必修科目を履修の中心とするよう指導を行うなど、履修指導の体制が十分にとられている。このほか、単なる法学知識の習得にとどまらず、法学の深い理解に基づいて現実の諸問題に対する理論的バックボーンを形成することを目指した授業科目「リサーチペーパー」及び「研究論文」の開講により、教員から研究指導を受ける機会が付与されているだけでなく、優れたリサーチペーパーには賞が授与され、優秀な論文は、ウェブサイトの「東京大学法科大学院ローレビュー」において公開されている。

特に、法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学修が適切に行われるよう、授業科目「基本科目法学入門」の履修の義務付け、課外の学習支援としての文書作成講評会の開催など、履修指導において特段の配慮がなされている。

また、法学既修者に対しては、法学既修者の認定の方法に応じた理論教育と実務教育との架橋を図るための履修指導として、新入生オリエンテーションにおける理論科目と実務科目の関連についての説明、クラス顧問教員や「教育支援室」の専任講師による個別指導が行われている。

7-1-2 各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

本法科大学院においては、目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、授業終了後のみならず、授業時間外において質問に応じるために必要な時間や定期試験前における「質問タイム」の設定、定期試験後に多くの授業科目で開催される定期試験講評会など、研究室、教室等において、学習相談や助言が行われている。

また、専攻長、副専攻長、学務委員などが分担して実施する昼食懇談会や「法曹養成専攻長宛学生専用メール」を通じて、教育・運営に関する学生の意見の汲み上げを行うなど、多様な学習相談、助言体制が整備されている。

7-1-3 各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、ティーチング・アシスタント及び学習相談員が配置されており、弁護士が専任講師として「教育支援室」に配置されているなど、各種の教育補助者による学習支援体制が整備されて

いる。

7-2-1 学生が在学期間に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構からの奨学金及び法律事務所による基金拠出に基づく本法科大学院独自の奨学金並びに提携金融機関による本法科大学院生専用ローン制度の情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度が整備されている。

修学や学生生活については、「学習相談室」に配置されている学習相談員や心理カウンセラーが学生の学習面、進路、日常生活上の悩みなどに対応するほか、全学的な組織である「学生相談所」に配置されているカウンセラーによる学業意欲、対人関係、進路等に関するカウンセリング、「ハラスメント相談所」におけるハラスメントに関する相談など、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、身体に障害のある入学志願者に対して、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知されており、入学者選抜において、等しく受験の機会が確保され、障害の種類や程度に応じた措置や対応をとるよう努めている。

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、点訳・音訳・ビデオ字幕作成・スキャナー等の情報保障機器の設備、磁気ループを設置するなど整備充足に努めている。

身体に障害のある学生に対する修学上の支援・特別措置として、「東京大学バリアフリー支援室」に常駐する専門スタッフに支援の申込みをすることにより、移動介助、代読、点訳、点字印刷、手話通訳、音声の文字化、ノートテイク（手書き）、ビデオ字幕作成等のほか、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等、多様な障害の在り方に対応した学習上及び生活上の具体的支援を受けることができるなど、相当な配慮に努めている。

なお、本法科大学院においては、重度の難聴の学生を受け入れており、本大学が費用を負担し、授業の録音、ノートテイクの同席、講義録の作成を認めるなど、学習上の支援体制が整備されている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

本法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、「教育支援室」が設置され、専任講師の弁護士が相談に応じる体制がとられているほか、「法学政治学研究科附属ビジネスローセンター」によるセミナー公開講座、シンポジウム等の開催を通じた将来の進路設計に重要な情報の提供など、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 授業科目「リサーチペーパー」及び「研究論文」が開講され、指導教員から研究指導を受ける機会が与えられているだけでなく、優れたリサーチペーパーには賞が授与され、優秀な論文は、「東京大学法科大学院ローレビュー」に掲載され、ウェブサイトにおいて公開されている。
- 「東京大学バリアフリー支援室」に常駐する専門スタッフが、障害の程度・内容に応じて必要な配慮・実施内容を本人と相談、決定することによって、質の高い支援が行われている。
- 重度の難聴の学生を受け入れ、本大学において費用を負担し、授業の録音、ノートテイカーの同席、講義録の作成を認めるなど、学習上の支援体制が整備されている。

【特記すべき事項】

- 学術奨励や経済的支援を目的とする本法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。

3 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

本法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

また、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、刊行物の「東京大学法学部研究・教育年報」、ウェブサイトの「東京大学法学部・大学院法学政治学研究科法科大学院担当教員」及び大学ウェブサイトの「東京大学研究者紹介」を通じて学内外に開示されている。

8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

また、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、刊行物の「東京大学法学部研究・教育年報」、大学ウェブサイトの「東京大学研究者紹介」及びウェブサイトの「東京大学法学部・大学院法学政治学研究科法科大学院担当教員」を通じて学内外に開示されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

本法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、採用については「選考委員会」において候補者の選考を行い、昇任については「審査委員会」において候補者の審査を行い、教授会において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、教授会において候補者の教育上の指導能力等も考慮して決定する方法がとられており、本法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員60人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、法科大学院の目標を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されているとともに、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

本法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

8-3-1 基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

本法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員10年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、「法曹養成専攻教育会議」の構成員であり、教育課程の編成その他の本法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-3-2 基準8-3-1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

本法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のうち、専門職大学院設置基準で必要とされる数の3分の2以上が法曹としての実務の経験を有する者である。

8-4-1 各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、必修科目のほか、選択必修科目であるビジネスロー諸科目であり、そのうち必修科目の授業は、約9割が専任教員によって担当されている。

8-5-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

本法科大学院においては、教員の授業負担について、すべての専任教員が年間20単位以下となっており、適正な範囲内にとどめられている。

8-5-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

本法科大学院においては、専任教員に対して、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられる体制が整備されている。

8-5-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、ティーチング・アシスタント等が配置されているほか、庶務・教務等関係業務を行う事務職員が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動が刊行物の「東京大学法学部研究・教育年報」、大学ウェブサイトの「東京大学研究者紹介」及びウェブサイトの「東京大学法学部・大学院法学政治学研究科法科大学院担当教員」を通じて学内外に開示されている。
- すべての専任教員の授業負担が年間20単位以下にとどめられている。
- 教育上主要な科目については、原則として専任教員が担当するものとしつつ、研究専念期間を確保する制度が実現している。

【特記すべき事項】

- 専任教員の年齢構成のバランスがとれている。

3 第8章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法曹養成専攻長が置かれている。

本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、教授会及び「法曹養成専攻教育会議」が置かれている。当該教授会は、専任の教授・准教授、法学政治学研究科総合法政専攻基幹講座の専任教授・准教授であって法曹養成専攻を担当する者及び実務家専任教員(みなし専任教員を除く。)により構成され、当該教育会議は専任の教授・准教授、法学政治学研究科総合法政専攻の専任教授・准教授であって法曹養成専攻を担当する者及び実務家専任教員(みなし専任教員を含む。)、法曹養成専攻に置かれた協力講座の教授及び准教授、法曹養成専攻を兼担する他部局の教授及び准教授により構成されており、本法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、管理運営を行うために、「法学政治学研究科等事務部」が組織され、庶務係、会計係、教務係、大学院係等が配置されている。

また、各種研修の実施により、職員研修の活発化に努め、職員の能力の向上を図るよう努めている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を実施するために、設置者により十分な経費が負担されており、本法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮され、教育活動等を実施するにふさわしい十分な財政的基礎を有している。

また、大学本部に対して、財政上の必要についての意見の具申が行われており、設置者が本法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

9-2-1 法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

本法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、目的及び社会的使命を達成するための教育活動等の状況についての自己点検及び評価を行う独自の組織として「法曹養成専攻学務委員会」及び「評価対応作業班」が設置され、自ら点検及び評価を行い、その結果は、「法科大学院の現況と評価」としてウェブサイトを通じて公表されている。

9-2-2 自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価を行うに当たって、独自の組織として「法曹養成専攻学務委員会」及び「評価対応作業班」が設置され、項目として「教育の実施体制」、「教育内容」、「教育方法」、「学業の成果」、「進路・就職の状況」が設定されている。

9-2-3 自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整備されていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、「法曹養成専攻学務委員会」及び「評価対応作業班」が問題を解決する方策を検討・決定・実施し、教育に係る重要事項を審議・決定する「法曹養成専攻教育会議」において報告され、必要に応じた措置をとる体制が整備されている。

9-2-4 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む本大学職員以外の者による検証が行われている。

9-3-1 法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

本法科大学院においては、本法科大学院における教育活動等の状況について、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

9-3-2 法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

本法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、学生募集要項、パンフレット等を通じて、毎年度、公表されている。

9-4-1 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

本法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、評価対応作業班及び法曹養成専攻学務委員会により収集され、法曹養成専攻長室に保管することとされている。また、評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から5年間保管することとされている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第9章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他本法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室、事務室等の施設が整備されている。図書館、教室及び演習室の一部については本法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。

教室及び演習室については、提供される授業を支障なく実施することができるよう整備されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には勤務時間に応じて授業等の準備を十分かつ適切に行うことのできる法科大学院講師室が整備されている。

教員が学生と面談することのできる施設については、各教員の教員室のほか、授業で使用されていない本法科大学院専用の教室、演習室等が整備されており、スペースが確保されている。

事務室については、すべての事務職員が支障なく職務を行えるだけのスペースが確保されている。

学生の自習室については、自習室の収容定員に対する配慮、利用方法の更なる周知徹底など、より一層の充実が必要とされているものの、本法科大学院専用のものと法学部等との共用のものがあり、午前9時から午後10時30分まで使用できるなど、一定のスペースと十分な利用時間が確保されている。また、第1学生自習室においては、所蔵図書検索ができるほか、学生の利用頻度が高い法律関係の基本的な図書及び雑誌が備え付けられていることなど、自習室と法学部研究室図書室及び総合図書館との有機的連携が確保されている。

10-2-1 法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要な設備及び機器、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、法学政治学系総合教育棟の各教室には、大型スクリーン、DVDデッキ、ビデオデッキ、プロジェクタ等の視聴覚機器や海外の大学と合同で授業を行うことができる遠隔ビデオ会議システムが配備されている。また、第1学生自習室、第2学生自習室には無線LANが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、パソコンを利用した各種法律データベース、授業や教務事務関係の連絡事項を確認するための「TKC法科大学院教育研究支援システム」などを利用できる環境が整備されている。

10-3-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館として、法学部研究室図書室が整備されている。

法学部研究室図書室は本法科大学院が専用とする施設ではないが、本法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。

法学部研究室図書室には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置され、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整備されている。

法学部研究室図書室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な図書及び資料が備えられているほか、第1学生自習室には、学生の便宜を図るため、利用頻度の高い専用の図書が配架されている。

法学部研究室図書室の所蔵する図書及び資料については、無断持ち出しを防止する機器により管理され、オンラインによる目録情報や所蔵情報のデータベース化を図るなど、管理及び維持に努めている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、図書及び資料検索用パソコン、プリンタ及び複写機等が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 法学部研究室図書室等における図書が充実しているとともに、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えた職員が配置されている。
- 教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な図書及び資料が充実している。

【改善を要する点】

- 自習室については、自習室の収容定員に対する配慮、利用方法の更なる周知徹底など一層の充実を図る必要がある。

【特記すべき事項】

- 海外の大学との遠隔授業を可能とする「遠隔ビデオ会議システム」が配備され、授業や教員間の教育、研究に関する交流その他の業務において頻繁に利用されている。

3 第10章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻
- (2) 所在地 東京都文京区
- (3) 学生数及び教員数（平成20年5月1日現在）
学生数：713人
教員数：67人（うち実務家教員19人）

2 特徴

19世紀末以来の長い歴史の中で、東京大学大学院法学政治学研究科・法学部は、数多くの優秀な法曹を輩出してきた。このような伝統を持つ東京大学大学院法学政治学研究科が、司法制度改革の重要な施策としての優れた法曹養成において、果たすべき責務はきわめて大なるものがあり、本研究科は、法曹養成機関としての法科大学院制度の設計について、リーダーシップを発揮するとともに、自らも法科大学院を、法学政治学研究科の一専攻である法曹養成専攻としての位置づけをした上で、平成16年4月に新設した。

本法科大学院は、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての、新たな法曹養成制度の中核をなす教育機関であるという制度の基本趣旨を十分に踏まえつつ、法の実務を通じて国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、先端的法分野や国際的法分野でも活躍しうる、最高水準の法律実務家を養成することを特徴としている。

本法科大学院では、多数の専任教員のほか、他専攻・他研究科・他大学の学界をリードする研究者教員に加え、卓越した裁判官、検察官、弁護士、企業実務家からなる実務家教員による教育を行っており、また、毎年度の入学者300名という最大規模の法科大学院として法曹養成に対する社会的責任を果たしている。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

- 1 本法科大学院における教育は、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、以下の基本理念のもとに行われる。すなわち、①「国民の社会生活上の医師」として、法律問題に現れた市民一人一人の悩みを真摯に受けとめ、その信頼できる相談相手となり、問題の解決を助ける使命感と専門的能力を備えた法曹を養成する。②法の体系・理論・運用に関する基礎的・応用的知識を十分に習得するのみならず、それらを複眼的に理解したうえ、法律問題や法の課題を解決するために、自らの思考を発展させることのできる法曹を養成する。③法の問題をその背景である人間や社会の問題とも関連させて、的確に把握したうえ適切な解決を図ることのできる、広い視野と鋭い分析力をもった法曹を養成する。また、社会経済のグローバル化・情報化によって急速に発展している先端的・国際的分野においても活躍できる法曹を養成する。
- 2 以上の理念・目的を達成するため、本法科大学院においては、「法曹としての基幹能力」を育成錬磨することに重点を置いて教育を行う。法曹としての基幹能力とは、現に存在する法制度を、単に所与のものとして受け止め、その知識を習得するにとどまるのではなく、法の制度・規律を自分なりに再構成しながら、その背後にまで立ち入って深く理解したうえで、現実の諸問題に対処することのできる理論的バックボーンを形成する能力である。これにより、さまざまに生起する社会事象の中に法的問題を鋭く探知し、それを分析したうえで、自分なりの発想で解決する途を見つけ出すという創造的な力を身につけることができる。こうした理解力、法的分析能力、創造的思考力が、優れた法曹であるために必要な能力の基幹的部分であり、これを徹底して育成錬磨する。
- 3 1年次・2年次に提供される法律基本科目を中心とする精選された授業科目を、学生が集中的にかつ掘り下げて学習するという「プロセス」を通じ、こうした基幹能力を確実に身につけることができるよう、厳しくかつ丁寧に教育する。さらに、変化の激しい社会において生起するさまざまな法的問題に適切有効に対処し、また、必要に応じ大胆な制度改革をも提言することのできるような理論的バックボーンを育成強化するために、「法のパースペクティブ」や「現代法の基本問題」といった基礎法学・隣接科目を必修科目とするほか、比較法・基礎法学科目や隣接科目を3年次において豊富に提供している。実定法科目に限られない、こうした幅広い科目の履修が、「法曹としての基幹能力」を豊かで、しっかりと根の張ったものにすると考えられる。

豊かな国際感覚を備え、国際的な法的問題に対応できる能力を育成するために、外国の法制度それ自体や国と国との関係のあり方について深い理解を持つこと、また自国の法制度をも相対化して理解しうる能力を養うことが必要であり、2年次において国際法を、3年次において国際人権法、国際経済法、国際民事訴訟法、国際取引法などの国際関係法科目や現代アメリカ法、ヨーロッパ法、現代ドイツ法、現代中国法、現代韓国法などの多彩な外国法科目を提供する。すでに10年以上の実績のあるアメリカの提携ロースクール（コロンビア・ロースクール、ミシガン・ロースクール）との教員交換プログラムを基に、提携校をより広い範囲に拡大し発展させて、アメリカ法の多様な分野につき、アメリカのロースクール教授による英語による授業を行うアメリカ法プログラムをはじめとするトランスナショナル・ロー・プログラムズも実施している。このような多彩な科目の履修を通じて、国際的な法についての理解を深めるとともに、国際的な法感覚を養い、国際的にも通用する法律家となるのに必要な能力を育成鍛錬する。

「法曹としての基幹能力」を基礎として、さらに、さまざまな人々の悩みを理解し、これを真摯に受けとめて、法的な問題の所在を明らかにしたうえで、親身になってその解決を図ることのできる多様な人材を育てるためには、広範な分野についての幅広い専門的知識とその应用能力の育成に加え、それらを支える理論的バックボーンの形成が必要である。そのため、基本科目にも「総合科目」を設けて高度化を図り、展開・先端科目との接合に十分配慮した形で授業を実施している。これに加え、倒産民事執行法、知的財産法、国際私法、労働法、租税法、経済法などのビジネスロー関係科目を選択必修科目として提供し、これらの科目について、基礎的素養をしっかりと身につけることを期待している。また、市民生活に密着して活動する市民生活ローヤーとして、社会に貢献するために不可欠な知識を提供するべく、雇用関係法（労働法、社会保障法）、消費生活に関する法（消費者法）、生活環境に関する法（環境法）、少年非行に関する法（少年非行と法）などの多彩な授業も提供している。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書等 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200903/houka/jiko_tokyo_h200903.pdf